

平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 ～新成長戦略実現に向けたステップ 3 へ～

〔平成 22 年 12 月 22 日〕
閣 議 了 解

我が国経済はリーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用も依然厳しい状況となっている。菅内閣は、こうした厳しい経済情勢の中、スピード感を重視して、主に年末から年明け以降の景気下振れリスクに先手を打って対応するため、「3 段構えの経済対策」に基づき、予備費を活用したステップ 1¹、補正予算によるステップ 2²を策定し、景気・雇用の両面から経済の下支えを図ってきたところである。

今後は、これら経済対策の着実な推進を図るとともに、「成長と雇用」に重点を置いた平成 23 年度の予算・税制等からなるステップ 3 に「切れ目なく」つなぎ、新成長戦略が目指すデフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものとしていく。

1 「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）における「緊急的な対応」

2 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）

I. 平成 22 年度の経済動向及び平成 23 年度の経済見通し

(1) 平成 22 年度及び平成 23 年度の主要経済指標

	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績見込み)	平成23年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成21年度		平成22年度		平成23年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	兆円 474.0	兆円 479.2	兆円 483.8	▲ 3.7	▲ 2.4	1.1	3.1	1.0	1.5
民間最終消費支出	280.7	281.7	282.2	▲ 2.3	0.0	0.4	1.5	0.2	0.6
民間住宅	12.9	13.0	13.8	▲ 21.3	▲ 18.2	0.7	0.1	5.8	5.4
民間企業設備	63.7	66.4	69.2	▲ 16.6	▲ 13.6	4.2	4.9	4.2	4.2
民間在庫品増加 ()内は寄与度	▲ 3.6	▲ 3.2	▲ 2.5	(▲ 0.9)	(▲ 1.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	64.2	73.4	77.3	▲ 18.0	▲ 9.6	14.3	18.7	5.2	6.2
(控除)財貨・サービスの輸入	60.2	68.3	71.4	▲ 25.0	▲ 11.0	13.5	10.5	4.6	3.5
内需寄与度				▲ 4.9	▲ 2.7	0.8	1.9	0.8	1.0
民需寄与度				▲ 5.5	▲ 3.9	0.9	1.9	1.0	1.2
公需寄与度				0.6	1.2	▲ 0.0	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2
外需寄与度				1.2	0.3	0.2	1.2	0.2	0.5
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,608	6,588	6,593	▲ 0.6		▲ 0.3		0.1	
就業者数	6,265	6,258	6,285	▲ 1.7		▲ 0.1		0.4	
雇用者数	5,457	5,466	5,503	▲ 1.1		0.2		0.7	
完全失業率	%	%程度	%程度	5.2		5.0		4.7	
生産	%	%程度	%程度	▲ 8.9		8.6		2.5	
鉱工業生産指数・増減率	▲ 8.9	8.6	2.5						
物価	%	%程度	%程度	▲ 5.2		0.3		0.4	
国内企業物価指数・変化率	▲ 5.2	0.3	0.4						
消費者物価指数・変化率	▲ 1.7	▲ 0.6	0.0						
GDPデフレーター・変化率	▲ 1.3	▲ 2.0	▲ 0.5						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.8	6.6	7.5						
貿易収支	6.6	7.8	8.4						
輸出	55.6	64.3	68.3	▲ 17.9		15.8		6.2	
輸入	49.0	56.5	59.9	▲ 26.4		15.4		6.1	
経常収支	15.8	16.4	17.6						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	3.3		3.4		3.6	

(注) 消費者物価指数は総合であり、平成22年度の実績見込みには高校実質無償化の影響(寄与度▲0.5%程度)が含まれる。

(2) 平成 22 年度の経済動向

平成 22 年度の我が国経済は、同年秋から足踏み状態にあるが、今後は踊り場を脱する動きが進むと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は 2 年連続の下落になるが、GDP ギャップ(供給超過)の縮小等により下落幅は縮小する。

平成 22 年度の国内総生産の実質成長率は、平成 21 年度後半が外

需や政策の需要創出・雇用下支え効果により高い成長となったことから、3.1%程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれる。国民の景気実感に近い名目成長率は、1.1%程度と見込まれる。

(3) 平成 23 年度の経済見通し

平成 23 年度は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、予算、税制等による新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれる。

物価については、消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等により0.0%程度になると見込まれる。GDPデフレーターは、緩やかな下落が続く。完全失業率は、雇用者数の増加から低下する。

こうした結果、平成 23 年度の国内総生産の実質成長率は1.5%程度、名目成長率は1.0%程度と、それぞれ2年連続のプラス成長が見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、海外景気の下振れ懸念や為替市場の動向等が挙げられる。

① 実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな増加が続く（対前年度比0.6%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境の改善に加え、住宅関係の政策効果により増加する（対前年度比5.4%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

企業収益の増加に加え、予算・税制等を含む政策効果等により、緩やかな増加を続ける（対前年度比4.2%程度の増）。

(iv) 公需

政府最終消費支出は緩やかに増加するが、他方、公的固定資本形成は引き続き前年度を下回る（実質経済成長率に対する公需の寄与度マイナス0.2%程度）。

(v) 外需

世界経済の緩やかな回復が期待されることから増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度 0.5%程度）。

② 労働・雇用

雇用創出・下支えの政策効果が継続する下で、景気が持ち直していくことから完全失業率は 2 年連続して低下する（4.7%程度）。雇用者数は緩やかな増加を続ける（対前年度比 0.7%程度の増）。

③ 鉱工業生産

輸出の回復や内需の増加を受けて、持ち直す（対前年度比 2.5%程度の増）。

④ 物価

消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等を受けて、0.0%程度となる。国内企業物価はわずかに上昇する（対前年度比 0.4%程度の上昇）。GDPデフレーターは緩やかな下落を続ける（対前年度比 0.5%程度の下落）。

⑤ 国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景に、貿易収支黒字、経常収支黒字はともに増加する（経常収支対名目GDP比 3.6%程度）。

(注1) 本経済見通しに当たっては、「Ⅱ.平成23年度経済財政運営の基本的態度」及び「Ⅲ.新成長戦略実現に向けたステップ3の具体的な取組」に記された経済財政運営を前提としている。

(注2) 世界GDP（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世界GDP（日本を除く）の実質成長率（%）	▲0.1	3.9	3.2
円相場（円／ドル）	92.8	85.6	82.4
原油輸入価格（ドル／バレル）	69.1	81.9	86.6

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成22年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（82.4円／ドル）で同年12月以後一定と想定。

3. 原油輸入価格は、平成 22 年 11 月 1 日～11 月 30 日の 1 か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値 (86.6 ドル/バレル) で同年 12 月以後一定と想定。

(注 3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

Ⅱ. 平成 23 年度経済財政運営の基本的態度

- 「3 段階構えの経済対策」のステップ 1 及び 2 をさらに推進し、景気・雇用面から来年初以降の下振れリスクに備え、民間部門のマインドを安定化
- 新成長戦略本格実施元年の平成 23 年度は、ステップ 3 として「成長と雇用」に重点を置いた予算や税制等の総合的な活用により、フェーズ I の目標であるデフレ脱却と自律的回復に向けた道筋を確かなものとする
- 需要面の取組を基本としつつ、フェーズ II までを見据え、中長期的な供給面の成長制約に備えた取組を推進
- 円高、デフレ状況に対する為替、金融面での対応

（「成長と雇用」に重点を置いた新成長戦略の本格実施）

平成 23 年度は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の「本格実施元年」に当たる一年であり、新成長戦略のフェーズ I（デフレ清算期間）が目指すデフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするため、「成長と雇用」に重点を置き、予算、税制、規制・制度面から最大限の努力を行うことを経済財政運営の方針と位置づける。

（ステップ 1、2 の推進による景気悪化リスクへの対処）

このため、「3 段階構えの経済対策」のうち既に実施過程に入ったステップ 1 及びステップ 2 に盛り込まれた施策をさらに推進する。これにより、今後の景気・雇用の悪化リスクに需要・雇用面から対処し、家計・企業のマインドの安定化を図る。その際、対策の効果を早期かつ最大限発揮させるため、P D C A サイクルに立脚した進捗管理を徹底する。

（ステップ 3 を通じた本格的な経済成長の基盤づくり）

これらに「切れ目なく」続くステップ 3 として、平成 23 年度の予算、税制改正及び規制・制度改革など需要面を中心に政策手段を総動員し、成長分野における雇用の創造が起点となって、家計の所得・支出の増加につながるような経済の「好循環」を確かなものとする。また、経済の下振れリスクに警戒を怠ることなく、景気・雇用の動向によっては果断に対応する。

(新成長戦略フェーズ II を見据えた準備)

こうした需要面を中心とした取組を基本としつつ、今後中長期的に人口減少・高齢化から強まっていく供給面からの成長制約に備えるため、平成 23 年度においては、新成長戦略フェーズ II を見据え、人材の育成、起業の促進などの取組を着実に推進する。

(為替、金融面の対応)

為替については、円高の急速な進行は一時に比べ一服しているものの、過度の円高の進行・長期化は経済・金融の安定に悪影響を与え看過できないとの観点から、引き続き、必要な時には為替介入を含め断固たる措置をとる。

日本銀行に対しては、早期のデフレ脱却に向け、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待する。

また、中小企業金融円滑化法の 1 年延長を図る。

Ⅲ. 新成長戦略実現に向けたステップ3の具体的な取組

(1) 予算、税制、規制・制度による一体的取組

平成23年度においては、ステップ1、2の経済対策に続き、「新成長戦略実現に向けたステップ3」として、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするべく、以下に示すように、予算、税制改正及び規制・制度改革といった政策手段を総合的に活用する。

○予算

新成長戦略及び財政運営戦略の本格実施元年として、財政健全化の歩みを進めつつ、「元気な日本復活特別枠」の活用を含め、「成長と雇用」を重視した予算とする。

○税制改正

「平成23年度税制改正大綱」を踏まえ、新成長戦略の実施に資する観点から、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、法人実効税率引下げ等を行う。

○規制・制度改革

ステップ1、2に続き、財源を使わない需要喚起策として、及び新成長戦略を推進するための政策ツールとして規制・制度改革をさらに強力に推進する。

① 予算

「平成23年度予算編成の基本方針」（平成22年12月16日閣議決定）に基づき、平成23年度予算は、厳しい財政事情の下、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ財政健全化の歩みを進めるとともに、新成長戦略を本格的に実施するため、需要面を中心に限られた財源の中で成長と雇用を軸とした予算とする。

具体的には、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションやアジア展開等における「国家戦略プロジェクト」をはじめ、新成長戦略を本格実施するため、所要の制度改革を進めるとともに、真に有効な施策について、「元気な日本復活特別枠」の活用を含め、重点的な予算配分を行う。

② 税制改正

「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、新成長戦略の実施に資する観点から、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、法人実効税率引下げ等を行う。

○法人実効税率の引下げ

我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、法人実効税率を 5%引き下げる。中小企業に対する法人税の軽減税率については 3%引き下げる。

○雇用促進税制の創設

雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を図る観点から、雇用を一定以上増加させた企業に対する優遇措置を講じる。

○その他

- ・我が国の環境・エネルギー技術の開発を後押しすることにより経済成長につなげるとともに、地球温暖化問題に対応していくため、先進的な低炭素・省エネ設備への投資に対し、税制上の優遇措置を講じる。
- ・激しい国際競争にさらされている我が国の企業立地環境を改善するため、総合特区制度及びアジア拠点化推進のための税制上の支援措置を講じる。
- ・「新しい公共」の担い手を支える環境を整備し、担い手の活発な活動を促進するため、認定 NPO 法人等への寄附に係る所得税の税額控除の導入、認定 NPO 法人制度の見直しを行うとともに、新認定法に基づく新たな認定制度の整備を目指す。

③ 規制・制度改革

予算や税制という財政措置のみならず、財源を必要としない需要喚起策として、潜在的需要の顕在化や雇用創出の障害となっている規制・制度の見直しを中心に、新成長戦略の実現を図る。また、フェーズ II を見据え、高齢化の中で供給力が成長制約にならないよう生産性向上に資する規制・制度改革にも取り組む。

○「日本を元気にする規制改革 100」等の推進

「日本を元気にする規制改革 100」等に基づき、都市再生・住宅分野、環境・エネルギー分野、国を開く経済戦略分野等を中心に規制・制度改革を進めるため、法改正等所要の措置を講ずる。

○新成長戦略実現のためのさらなる課題への対応

医療・介護、環境・エネルギー、農林・地域活性化等の分野について、平成 23 年 3 月までに、新成長戦略の実現に資する規制・制度改革の方針を策定し、これを推進する。その中において、国内投資の促進や包括的経済連携の推進に資する規制・制度改革などの課題にも取り組む。また、成長分野の発展や地域活性化に資するよう、総合特区制度の創設を行う。

(2) 成長と雇用に向けた主要方針の推進

雇用を起点とした経済成長の実現に向け、新成長戦略の本格実施を図るとともに、予算、税制等の一体的な取組を通じ、以下の主要方針に取り組む。

① 雇用を「つなぐ」「創る」「守る」政策の推進

雇用を歯車とする経済成長を早期に実現するため、政労使の合意に基づく「雇用戦略・基本方針 2011」（平成 22 年 12 月 15 日雇用戦略対話）を踏まえ、ステップ 1、2 の経済対策に盛り込まれた施策の着実な実施を含め、雇用を「つなぐ」、「創る」、「守る」総合的な雇用創出・支援策を講ずる。

② 国内投資の促進

雇用を生み出す主体は企業であるとの観点から、民間企業の国内投資再強化を促し、新たな雇用を創出するため、「日本国内投資促進プログラム」（平成 22 年 11 月 29 日国内投資促進円卓会議決定）を踏まえ、投資促進、成長促進に資する政策を強力に推進する。

③ 包括的経済連携

グローバル化の果実を取り込み、海外における我が国の財・サービスに対する潜在的需要を掘り起こし、「強い経済」を実現させる観点から、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき、農業分野等における抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、アジア太平洋地域をはじめ世界の主要貿易国との間で高いレベルの経済連携を進める。